

介護者のための

「介護なんでも相談室」

☎4月22日(金)午後1時30分～2時20分、2時30分～3時20分(1人50分)

人 市内の介護者

所 福祉センター

申 4月19日(火)までに三鷹市社会福祉協議会 ☎79-3505へ

スポーツ

三鷹市少年軟式野球連盟 夏季大会(5年生大会)

主 三鷹市体育協会、同連盟

日 4月24日～6月19日の毎週日曜日午前9時～午後5時(雨天中止)

人 市内の小学生9人以上で構成されたチーム

所 大沢総合グラウンド

料 年間登録料6,000円、大会参加費7,000円

物 チーム同形・同色のユニホーム、ヘルメット、捕手用具(ファウルカップ着用)

申 4月12日(火)までに同連盟 ☒mitaka.syounanren@gmail.comへ

卓球の教室・大会

主 三鷹市卓球連盟、①三鷹市体育協会

日 ①卓球教室=5月7日(土)午前9時～正午、②男子オープン大会=5月29日(日)午前9時～午後6時

人 在学・在勤を含む小学生以上の市民 ①30人、②150人

所 SUBARU総合スポーツセンター

料 ①400円(中学生以下200円)、②1,000円

物 室内履き、②ラケット

申 ①当日会場へ、②4月4日(月)～18日(月)(必着)に必要事項(11面参照)を「〒181-0013下連雀7-4-32三鷹市卓球連盟」・☒info@mitakattl.jpへ(いずれも先着制)

問 同連盟①☎71-7449、②☎090-5827-3847

講座

生涯学習センターの講座

◆①三鷹の古文書を読む(実践編・中級)講座

日 5月8・15日、6月19日、7月10日、9

月11日、10月23日、11月20日、12月18日、令和5年1月15日、2月12日、3月12日の日曜日午前10時～正午(全11回)

人 16歳以上の方30人

講 東北大学東北アジア研究センター助教の野本禎司さん

料 3,500円

物 筆記用具、崩し字字典

◆②市民大学事業—市民講師養成コース「市民講師としての話し方やコミュニケーションを学ぶ」

日 5月16日～7月4日の毎週月曜日午後2時～4時(5月23日、6月27日を除く全6回)

人 全回参加できる在学・在勤を含む16歳以上の市民12人

講 元NHKアナウンサーの牛窪万里子さん、石井麻由子さん

申 ①4月15日(金)、②4月27日(水)(いずれも必着)までに往復はがきまたはインターネットで必要事項(11面参照)・この講座を何で知ったか、②は市民講師として活動したい事を「〒181-0004新川6-37-1生涯学習センター」・HP https://www.kouza.mitakagenki-plaza.jp/ (元気創造プラザ講座申込システム)へ(申込多数の場合は市民を優先して抽選。①同講座(実践編・初級)受講者を優先、②市民講師活動希望者を優先)

問 同センター☎49-2521

三鷹市手話講習会

日 5月31日～令和5年3月7日の火曜日、昼の部=午後1時30分～3時30分、夜の部=午後7時～9時(全34回。初級コースのみ全32回)

人 在学・在勤を含む高校生以上の市民(健聴者)で、①初級(初めて手話を学びたい方)、②中級(専門語の手話を覚えたい方)、③上級(中級以上の手話技術がある方)、④通訳(4月16日(土)に実施する選考試験の合格者)、各10人

※③④は市登録手話通訳者を指す方。

所 福祉センター

料 3,000円(別途教材費3,000円程度)

申 4月15日(金)(④は4月8日(金))(消印有効)までに往復はがきで必要事項(11面参照)・希望コースと時間帯・手話学習経験、過去の同講習会受講者は修了コース名・修了年度、在学(在勤)の方は学校(勤務先)名・所在地・電話番号を「〒181-8555障がい者支援課」へ(申込多数の場合は抽選)

問 同課☎29-9232

仕事・求人

しごとの相談窓口

就職などに関する個別相談会。

日 4月13日(水)午前10時～正午

人 10人(内職相談は市民)

所 三鷹産業プラザ

物 雇用保険受給者は雇用保険受給資格者証、内職相談者は身分証明書

申 生活経済課☎29-9615へ(先着制)

ファブスペースみたか プレ創業会員

同施設の運営に携わりながら、創業に向けたサポートを受けることができます。

◆会員期間 5～9月

◆利用可能日 水～金曜日午前11時～午後5時

◆定員 4人

◆会費 月額33,000円

◆応募要件

次のすべてに該当する方。ものづくり創業を目指している/運営スタッフやメンバーと週1回程度オンラインミーティングが可能/シフトを順守して同施設に無理なく通える/チャットツール(Slack)を用いた報告や連絡が可能

申 4月15日(金)までに必要事項(11面参照)・自己紹介(事業内容や作品など400字以内)を同施設 ☒fabspace@mitaka.ne.jpへ

※後日、オンラインまたは対面でヒアリングを行います。

問 同施設☎48-3520

(社)三鷹市社会福祉事業団 職員

◆職種 ①保育職(若干名)、②介護職、③介護支援専門員、④サービス提供責任者(各1人)

◆資格 ①昭和52年4月2日以降生まれの保育士(教育職員免許(幼稚園)があればなお可)、②昭和57年4月2日以降生まれの介護福祉士または介護職員初任者・実務者研修修了者、③昭和52年4月2日以降生まれの介護支援専門員、④昭和52年4月2日以降生まれの介護福祉士または介護職員実務者研修修了者

◆勤務時間 ①月～土曜日のうち5日の交代制(実働7.75時間。早番午前7時30分から、遅番午後7時45分まで)、②4週8休を基本に週平均5日の交代制、③月

～金曜日のうち5日、④月～土曜日のうち5日(③④実働38時間45分)

◆勤務場所 ①同事業団が運営する保育園・こども園、②牟礼老人保健施設はなかいどう、③在宅福祉サービス事業、④ヘルパーステーションはなかいどう

◆報酬(月額) ①205,248円～245,344円(経験などによる)、②④167,776円～189,840円(資格・経験などによる)、③204,400円～223,440円(経験などによる) ※②夜勤手当あり(1回8,000円)、④夜間・休日緊急対応手当あり(月額10,000円)。 ※賞与あり(昨年度実績4.45カ月、採用1年目は異なる)。

◆採用予定日 随時

申 電話連絡のうえ、履歴書(写真貼付)・資格証の写しを直接または郵送で「〒181-0002牟礼4-2-22三鷹市社会福祉事業団」・☎44-5211へ

※詳しくは同事業団ホームページHP https://www.mitaka.or.jp/へ。

歴史文化財展示解説員(1～2人)

◆職務内容 土器やジオラマなど展示品の解説、展示機器の操作など

◆任用期間 4月～令和5年3月

◆勤務時間 第1・3・5土曜日午前9時30分～午後4時30分(実働6時間)

◆勤務場所 三鷹歴史文化財展示室「みたかえる」(教育センター2階)

◆報酬 時給1,050円、交通費支給(日額上限2,600円)

※社会保険などの適用あり。

申 4月22日(金)(必着)までに履歴書(写真貼付)を「〒181-8555生涯学習課」へ(後日、面接)

問 同課☎29-9862

審議会・市民会議など

第237回

東京都都市計画審議会の傍聴

日 5月17日(火)午後1時30分から

人 15人

所 都庁内会議室

申 4月25日(月)(消印有効)までに往復はがきで必要事項(11面参照)を「〒163-8001東京都都市整備局都市計画課」へ(1人1通。申込多数の場合は抽選)

問 同課☎03-5388-3225

※「市からののお知らせ」は11面からご覧ください。

消費者相談窓口から 442

成年年齢引き下げによる若者を狙った消費者トラブルにご注意!

問 消費者相談窓口☎0422-47-9042

相談事例1

繁華街で声を掛けられて脱毛エステの無料体験を受けた後、長時間にわたり有料コースの勧誘を受け、約30万円の全身脱毛コースを契約してしまった。解約したい。(19歳・女性)

相談事例2

SNSで知り合った人からネットビジネスに興味がないかと誘われた。「もうかる情報商材がある」と強引に勧められ、10万円の購入契約をしてしまった。解約し、返金してほしい。(20歳・男性)

民法の一部改正により、4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳、19歳の若者が、法律上は大人として扱われることになりました。親権者の同意がなくても高額な商品購入やさまざまな契約ができるようになる一方で、親の同意を得ずに契約した場合に取り消すことができる「未成年者取消権」を行使できなくなるため、悪質商法などによる被害の拡大が心配されています。

若年者の消費者被害では、友人や先輩・後輩との人間関係を悪くしたくない心情から断りにくい状況に陥ったり、複数の人に長時間勧誘されて雰囲気にもまれたり、恋愛感情を利用して契約してしまうケースが多くみられます。「手軽にキレイになれる」「簡単にもうかる」などのインターネット・SNSの広告や書き込み、友人や知人の誘いをうのみにして、安易に契約しないようにしましょう。「お金がない」と言うと、消費者金融や学生ローンから借金をさせられたり、クレジットカードで支払われたりする場合もあるので、必要がなければきっぱりと断りましょう。

特定商取引法では、訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引での契約や、特定継続的役務提供(エステティックや美容医療など)の契約は、クーリングオフができる場合があります。消費者契約法では、「うそを言われた」「帰りたいと言ったのに帰してくれなかった」などの場合に、締結した契約を後から取り消すことができます。こうした消費者を保護するルールを活用し、できるだけ早く対応することが大切です。トラブルに遭ったと感じた場合は、一人で悩まずにすぐに消費者相談窓口または消費者ホットライン☎188にご相談ください。